

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について（令和5年11月2日閣議決定）抄

2. デジタル行財政改革

(1) 主な改革への取組

(子育て)

こども政策DXによるプッシュ型子育て支援の実現に向けて、2023年度中に構築する母子保健情報等の情報連携基盤の導入自治体を順次拡大し、全国展開をしていくことにより、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の早期共有や業務効率化を進める。

施策例

- ・ マイナンバーカードによる資格情報等の確認を可能とするための「医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム基盤の構築事業」（内閣府・デジタル庁）【制度】

(2) 国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化の加速化

(中略)

マイナンバーカード1枚で受診できるよう、診察券や各種医療費助成の受給者証として利用できるような取組等を推進する。

施策例

- ・ 医療機関等でのマイナンバーカードの利活用推進事業（デジタル庁）

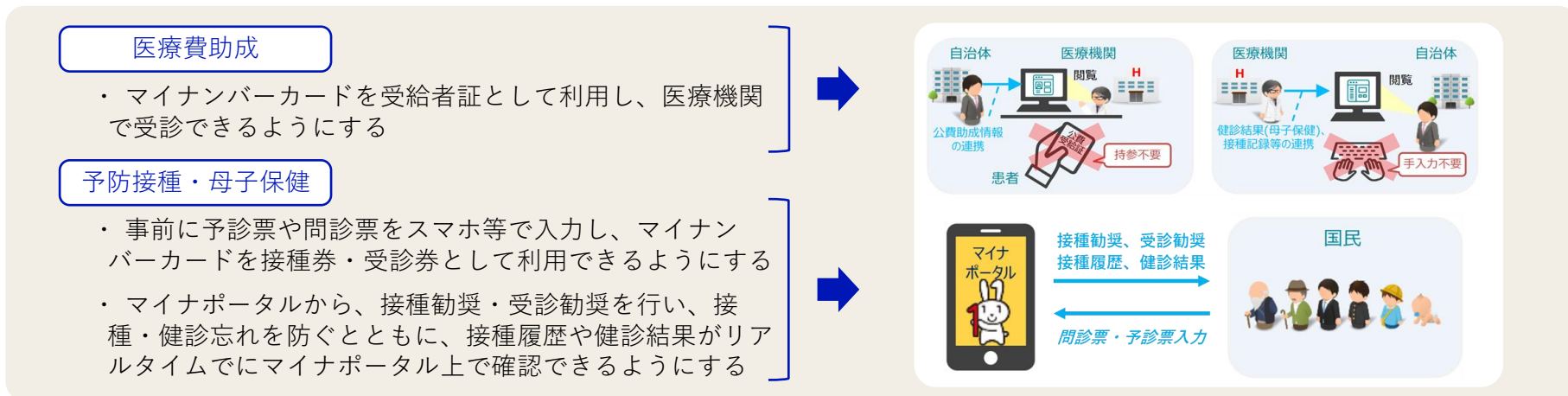
令和5年度補正予算とシステム改修の概要（一覧）

対象	自治体(医療費助成)システム	医療機関等システム
事業名	医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム先行実施事業 (令和5年度補正予算 24.6億円) ※ 約400団体を想定	医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業 (令和5年度補正予算 42.1億円) ※ 約2～3万施設を想定 (診察券対応を含めると約5万施設) ※ 国の公費負担医療(難病・小慢、自立支援医療)については、厚生労働省においても予算を確保
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の各業務システムから資格情報をPMHに提供するための各業務システムの改修に要する費用等を実証事業として国が負担（実証事業と位置付け、基準額の範囲内で全額国費負担することを想定しているが、詳細は今後検討） 令和5年度先行実施事業と同様に、国と自治体システム運用事業者との直接契約を想定 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等のシステム(レセプトコンピューター)において、PMHから資格情報を受け取るための改修に対して一定割合で補助 上記以外に、診察券をマイナンバーカードへ一体化するため必要な再来受付機やレセプトコンピューターの改修も対象経費とする 令和5年度先行実施事業と異なり、医療機関・薬局への補助（国と医療機関システム運用事業者との直接契約ではない） ※ 厚生労働省の補助金は、基準額を定めた定額補助(自治体への間接補助(10/10))
システム改修の内容	PMHの利用にあたり、地方公共団体において必要な対応は、以下2点を想定している。 <ul style="list-style-type: none"> データ連携改修 既存業務システムで保有する受給者証情報（資格情報）をPMH連携用データとして指定の宛先へ出力するための改修 既存ネットワークの設定変更 既存のマイナンバー利用事務系ネットワークからLGWAN又は他の閉域網を経由してPMHへ接続するための既存ネットワーク機器の設定変更 	PMHからオンライン資格確認端末に提供される医療費助成の資格情報をレセプトコンピューターにおいて読み込み、自動反映させるとともに、レセプトコンピューターの画面上に反映するための改修

医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム先行実施事業

マイナンバーカードを活用したデジタル化の取組をさらに推進

令和5年度の取組（16自治体、87医療機関を採択）



令和5年度補正予算での対応

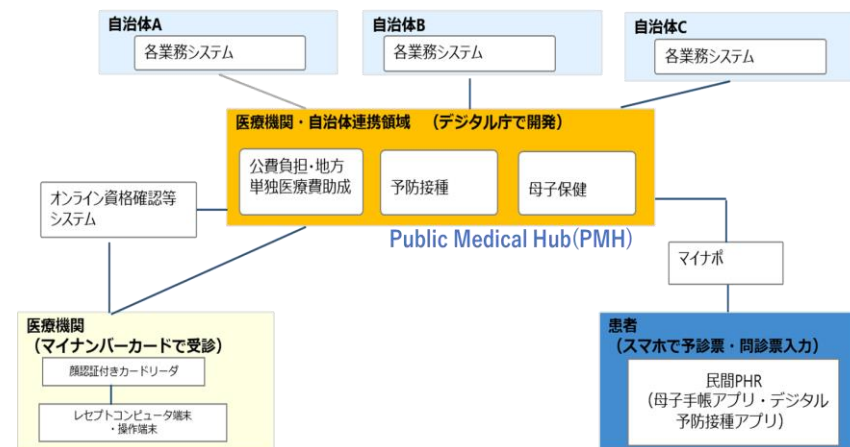
1 先行実施事業の拡充等 (24.6億円)

- 先行実施事業の対象自治体・医療機関等を拡大(実証事業)
- 先行実施事業の検証等の調査研究 等

2 情報連携システム(PMH)の改修 (2.5億円)

- 対象となる制度の拡大、PMHの機能拡充等のためのPMHのシステム改修を実施。

【PMHシステム構成図】



医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業（令和5年度補正予算 42.1億円）

マイナンバーカード一枚で医療機関・薬局に受診できる環境を目指して

来年度秋の保険証廃止に向けて、マイナ保険証利用に係るメリットを更に感じていただけるよう、マイナンバーカードを診察券や公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするため必要な医療機関・薬局のシステム(再来受付機・レセプトコンピューター)の改修について支援を実施。

【イメージ】



【事業概要】

診察券又は医療費助成の受給者証の一体化に係るシステム改修を行う医療機関・薬局に対して以下の補助を行う。

	病 院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	再来受付機の改修を含む場合 60.0万円を上限に補助 ※1 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)	3.6万円を上限に補助 ※2 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助)	5.4万円を上限に補助 ※2 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
	上記以外の場合 28.3万円を上限に補助 ※2 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)		

- ※1 マイナ保険証の利用件数が一定以上であることを満たす場合。現に設置している再来受付機のみを対象とする。
上記を満たさない場合でも、利用率が一定以上増加しているときには、40.0万円を上限に補助(事業費120万円を上限にその1/3を補助)。
- ※2 診察券のマイナンバーカードへの一体化のみ対応する医療機関においては、マイナ保険証の利用率が一定以上増加していることを満たす場合のみ補助

【補助内容・要件】

補助内容（上限額）は、医療機関・薬局の種別や対象経費等に応じ、以下表のとおり。

		PMH(受給者証) & 診察券の 両方対応	PMH(受給者証) のみ対応	診察券のみ対応(診療所・病院)
診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその 3/4 を補助)		5.4万円を上限に補助 ※ 2 (事業費7.3万円を上限にその 3/4 を補助)
大型チェーン薬局		3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその 1/2 を補助)		—
病院	①再来受付機の改修を含む	60.0万円を上限に補助 ※ 1 (事業費120万円を上限にその 1/2 を補助) 40.0万円を上限に補助 ※ 2 (事業費120万円を上限にその 1/3 を補助)	—	60.0万円を上限に補助 ※ 1 (事業費120万円を上限にその 1/2 を補助) 40.0万円を上限に補助 ※ 2 (事業費120万円を上限にその 1/3 を補助)
	②上記以外	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその 1/2 を補助)		28.3万円を上限に補助 ※ 2 (事業費56.6万円を上限にその 1/2 を補助)

【補助要件】

※ 1 : 2023(R5)年10月末から2024(R6)年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であること

※ 2 : 2023年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024年1月以降の平均利用率が5%以上増加したこと(注)

注 2024年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請要件を満たすこととする。

※ 対象施設は、オンライン資格確認の義務化対象施設約21万施設の概ね1/4程度を想定

※ 再来受付機については、現に設置する病院において改修を行う場合のみ対象(購入は対象外)。